

片品村土出グラウンド人工芝化整備事業に係る
公募型プロポーザル実施要領書

片品村教育委員会

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

片品村土出グラウンド人工芝化整備事業

(2) 事業の目的

片品北小学校の跡地である片品村土出グラウンドは、村民や村外からの合宿などで利用されている。村内のサッカー競技団体等が利用している菅沼地内の村民グラウンドが地盤不良や老朽化により地割れや陥没がみられ、今後継続的に使用していくことが難しい状況から、片品村土出グラウンドを人工芝生化し、サッカー団体等がより快適にプレーできる環境を整えるものである。

また土出グラウンド周辺には宿泊施設が充実していることから、村外から合宿等で訪れる利用者も見込んでいる。

整備に当たっては日本サッカー協会の人工芝ピッチ公認規則に準ずる高耐久人工芝の選定を基準とし、当該地区と同等の寒冷地実績なども考慮する。

(3) 事業場所

片品村大字土出1957番地 片品村土出グラウンド（片品北小学校跡地）

面積：約5,000㎡

(4) 事業期間

工事期間：契約締結時から原則令和6年度中

2. 担当部署

片品村教育委員会事務局 社会教育係

所在地：〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田3982番地

電話：0278-58-2144（直通）

FAX：0278-58-4611

メールアドレス：kyouiku@vill.katashina.gunma.jp

3. 参加資格等

本プロポーザルに参加する提案者は、下記（1）（2）をすべて満たすものとする。

また、複数の者がグループを構成し共同提案することも可能とする。この場合は代表する者から企画提案書を提出するとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に取り扱う。

(1) 基本要件

- ① 本村における入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント、物品役務）のいずれかに登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みのある者であること。
- ② 人工芝グラウンド整備における専門技術者である運動施設施工技士等を有し、十分な業務遂行能力及び安定的かつ健全な財務能力を有している法人であること。
- ③ 本事業と類似（特に寒冷地における）した人工芝グラウンドの施工実績として、過去10年の期間において5カ所以上の実績を有すること（民間も含む）。
- ④ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

- ・契約を締結する能力を有しない者。
- ・破産者で復権を得ない者。
- ・破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(2) 共同提案の際の条件

- ① 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ② 同時に複数のグループの代表団体または構成団体となることはできない。
- ③ 単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体または構成団体になることはできない。

4. 公募型プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期
プロポーザル公募の開始	令和 6 年 4 月 10 日（水）
質問書の受付	令和 6 年 4 月 10 日（水）～令和 6 年 4 月 17 日（水）迄
質問書の回答	令和 6 年 4 月 24 日（水）
参加表明書の受付	令和 6 年 4 月 10 日（水）～令和 6 年 4 月 26 日（金）迄
企画提案書、見積書の提出	令和 6 年 4 月 25 日（木）～令和 6 年 5 月 15 日（水）迄
プロポーザル審査会	令和 6 年 5 月 17 日（金）（予定）
審査結果通知	令和 6 年 5 月 22 日（水）（予定）

※実施要領書、要求水準書、審査会確定日時は、片品村役場ホームページにて公開する。

5. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（要領書様式 1 号）を提出するものとする。

(1) 質問受付

① 受付期間

令和 6 年 4 月 10 日（水）～令和 6 年 4 月 17 日（水） 17 時迄。

② 提出方法

担当課への電子メールで受け付ける。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

(2) 回答

回答は、令和 6 年 4 月 24 日（水） 17 時迄にすべての質問に対する回答をホームページに掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、受付期間中に到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

6. 参加表明書及び資格確認書類等の提出について

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を各1部提出すること。

- ①参加表明書及び誓約書（要綱様式1号）
- ②会社概要書
- ③業務実績書（過去5年間分）
- ④経営規模等評価結果通知書
- ⑤財務諸表（直近2か年分）
- ⑥実施体制書

※業務実績書については、業務名、発注者、規模、実施年度、業務内容を記載した一覧を作成し、寒冷地実績においてはわかりやすく記載し提出すること。

※技術者経歴書については、保有する資格者証の写しを添付すること。

※共同提案により本プロポーザルに参加する場合は、参加表明書の作成等にあたって、次の事項に留意すること。

I 参加表明書の作成にあたっては、当該委託業務を共同提案により受託する意思を明確にした覚書（契約当事者となる代表会社及び構成会社の記名押印をした書面）を併せて作成し、提出すること。

II 提出書類①②③④については、構成会社ごとに作成、提出すること。

(2) 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

担当課へ持参または郵送

(4) 参加を辞退する場合

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（要綱様式2号）を令和6年5月2日迄に担当課に持参、又は郵送にて提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

7. 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書を提出する者は、次の方法により提出を行う。また、提出できる企画は、1提案者につき1案までとし複数案の提案は認めない。1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(1) 提出書類

- ①企画提案書表紙（要綱様式6号）

代表者印押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

- ②見積書（要領書様式5号、見積内訳書は任意書式）

- ③企画提案内容書（任意書式）

施工に関する準備、排水、下地、人工芝、防球ネット、管理体制等の計画、概要につい

て記載すること

④業務実施体制（任意書式）

業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

⑤寒冷地人工芝グラウンド施工実績表（要領書様式6号）

本計画と気候的に類似している人工芝グラウンドの施工実績について記載すること。

元請、下請は問わないが下請の場合には請負範囲を記載すること。

(2) 作成要領

- ・ 提案書の内容は、職員が特段の補足説明を必要とせず理解できる内容とすること。
- ・ A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、三つ折りにして綴じること。
- ・ 提案書の概要は簡潔にまとめ、A4 版 30 枚以内とする。
- ・ 要求水準書各項目から、業務スケジュールを作成する。
- ・ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・ 提案書の提出期間以降の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出部数

- ・ 正本 1部（代表印押印のもの・正本は簡易な A4 ファイルで提出すること）
- ・ 副本 10部（正本写し）

(4) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法

担当課へ持参または郵送

(6) 書類審査

企画提案書等の提出が6者以上の場合には、提出書類による審査を行う。

上位5者を選出した後、プロポーザル審査会を実施する。

8. プロポーザル審査会の実施（本審査）

(1) 実施日時

令和6年5月17日（金）予定（時間は後日通知する。）

(2) 場 所

片品村役場2階 第3会議室（予定）

(3) 所要時間

1事業者につき30分程度（準備5分以内、説明15分以内、質疑分10以内程度を想定）

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(4) 参加人数

3人までとする。

(5) 使用機器

パソコンは参加者持参、プロジェクター・スクリーンは片品村が用意する。

プロジェクター・スクリーンとパソコンの接続に不具合が生じた場合は、事前に提案されたペーパーでの説明とする。この際審査には影響しない。

9. プロポーザル審査及び選定方法

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を優先交渉権者として決定するものとする。

(3) 参加者が1提案者の場合について

審査において、各審査委員の評価合計点の基準点以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

(4) 審査結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、令和6年5月22日(水)(予定)に参加者全員に「結果通知書」により通知する。なお、選定結果についての異議申し立ては受理しない。

10. 契約手続きについて

選定した事業予定者と要求水準書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について本村の確認を受けたのち確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。その場合、次点者との手続きは受託事業者に準じるものとする。

11. その他留意事項について

(1) 「参加表明書等」及び「提案書等」などプロポーザルに関する書類等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。

(2) 提出された提案書は返却しない。ただし、本プロポーザルの手続きや事務処理に必要な範囲において、村において複製や保存等を行うことがある。

(3) 提出された提案書は情報公開請求等があった場合は、片品村情報公開条例に基づき、情報公開および情報提供をするものとする。ただし、提出書類を開示することによって、今後の事業を営むうえで、競争上若しくは事業運営上の地位または社会的な地位が不当に損なわれる恐れがある場合は、該当部分とその具体的な理由を付して報告すること。

(4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受付けない。

12. 失格要件について

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または事業予定者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(2) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) 提出した企画提案書の内容が要求水準書の水準を満たしていないことが明らかであると認

められるとき。

(5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。